

## 町田市介護保険条例の一部改正について(報告)

2025年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」などが見直されました。これに伴い、厚生労働省から介護保険料の標準段階に係る基準について考え方が示されたため、町田市介護保険条例を改正しました。

### 1 条例改正の背景

2025年度税制改正により、個人所得課税における給与所得控除額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。これにより、市民税の非課税者の増加や合計所得金額の減少が見込まれます。

#### 例

<改正前> 給与等の収入 120万円 → 給与所得 65万円(控除額 55万円)

<改正後> 給与等の収入 120万円 → 給与所得 55万円(控除額 65万円)

### 2 条例改正理由

市民税の課税・非課税及び合計所得金額を基に算定する介護保険料について、町田市いきいき長寿プラン 24-26 策定時に予期しなかった2025年度税制改正の影響により保険料収入が不足することを避ける目的で、介護保険法施行令の改正があったためです。

### 3 条例改正内容

2026年度介護保険料算定の特例として、2025年度税制改正前の基準相当で合計所得金額や課税・非課税の判定を行う特例を設けました。

ただし、市民税非課税者が課税者とみなされた場合は、特例措置による保険料の増額分を減額します。

なお、この特例は2026年度介護保険料算定にのみ適用します。

### 4 施行期日

2026年4月1日